

【鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川】概ね5年間で実施する取組

参考資料5

項目	事項	内容	鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川			鈴鹿川			雲出川		櫛田川				宮川	
			三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	四日市市	鈴鹿市	亀山市	津市	松阪市	蓮ダム管理所	松阪市	多気町	明和町	伊勢市	玉城町
1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取り組み																
	(1) 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項															
		①想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表を行う【水防法第十四条】	・鈴鹿川は平成28年5月31日に公表。雲出川・櫛田川・宮川は平成28年度末までに作業を行う。 ・家屋倒壊等氾濫想定区域を表示する。(H28年度)	・公表内容について情報共有を図る (H28年度)	—	—	—	—	—	—	—	—	・平成29年度に、想定最大外力を対象とした洪水ハザードマップを作成する	—	—	—
		②想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表を行う	・鈴鹿川について平成28年5月31日公表。(H28年度)	・公表内容について情報共有を図る (H28年度)	—	—	—	—	—	—	—	—	・平成29年度に、想定最大外力を対象とした洪水ハザードマップを作成する	—	—	—
		③想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知を行う【水防法第十五条第三項】	・自治体への助言を行う。(H28年度)	—	—	県河川の洪水浸水想定区域図の公表時期をふまえながら、平成29年度に方針を決定し、平成30年度に策定する予定	・想定最大外力を対象とした洪水ハザードマップを作成する。(H29年度)	・県管理河川(椋川)の洪水浸水想定区域図が示された後、ハザードマップを作成する予定である。	・想定最大外力を対象とした洪水ハザードマップを作成する(平成30年度までに)	他の浸水想定区域図作成との整合を図り、洪水ハザードマップの作成時期を検討する。	—	他の浸水想定区域図作成との整合を図り、洪水ハザードマップの作成時期を検討する。	・平成29年度に、想定最大外力を対象とした洪水ハザードマップを作成する	検討中	・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションが公表され次第、洪水ハザードマップを作成する。【公表後に作成】	・平成30年度までに、想定最大外力を対象とした洪水ハザードマップを作成する
		④首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練を実施する	—	—	—	ロールプレイング形式の図上訓練や本部会議議運用訓練を実施している	・今後の各種訓練において検討する。	・地震を想定した避難訓練は行っているが、洪水に関する避難訓練は行っていない。なお、出前講座において各自治会に避難訓練を行うよう呼びかけている(引き続き実施)。	・風水害時における災害対策本部機能の強化を図ることを目的に首長も参加したロールプレイング型の図上訓練を毎年実施している	・市長も含めた図上訓練など、実践的な訓練を実施する。【引き続き実施】	—	・市長も含めた図上訓練など、実践的な訓練を実施する。【引き続き実施】	・町長も含めた図上訓練など、実践的な訓練を実施する。	—	・市長も含めた災害に関する図上訓練など、実践的な訓練を実施する。(引き続き実施)	・過去には地震を想定した想定した住民参加型訓練を行っていたが、近年は職員対象の防災図上訓練が中心である。 ・今後は、風水害も視野に入れ、首長、職員を含む住民参加型訓練の実施を検討する。
		⑤日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるとまちごとハザードマップを整備していく	・中部地整にてマニュアル改訂中 ・次年度に整備希望自治体を募る予定(平成29年度)	—	—	現在のところ整備予定なし	・マニュアル改訂後に検討する。	・予定していない。	・まるとまちごとハザードマップの整備については、先進的に取り組んでいる事例も参考に検討していく	洪水ハザードマップ作成に基づき検討する。	—	洪水ハザードマップ作成に基づき検討する。	・マニュアルが改定され次第検討する。	—	・マニュアル等が改定され次第検討する。	・マニュアルが改定され次第検討する。
		⑥小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災害教育を実施する	・出前講座を積極的に実施する ・防災講演会、治水施設の現地見学会を開催予定 ・三重四川の歴史的治水施設を説明する副読本を作成し、三重四川沿川の小学校に配布予定	・防災ノート等を活用した防災教育を実施する(引き続き実施) ・要請があれば、出前講座等を実施する(引き続き実施)	—	市内小中学校に家族防災手帳を配布するとともに、防火防災教室により水災害教育を実施している	・小中学校にて、水災害教育に取り組んでいる。(引き続き実施)	・県が出している防災ノートの風水害に関する部分について授業の中で取り組んでいる。小学校低学年版、高学年版、中学生版がある。 ・小学校において防災マップ・ハザードマップの作成を行っている(引き続き実施)。	・防災ノートを活用し、水害についての授業に取り組んでいる。 ・水害に関する地域の危険箇所の確認を行い、水災害時に向けて注意喚起を行っている。【引き続き実施】	・現在も取り組んでいる市内中学校の防災教育の中で、今後は水災害教育にも取り組んでいく。【引き続き実施】	—	・現在も取り組んでいる市内中学校の防災教育の中で、今後は水災害教育にも取り組んでいく。【引き続き実施】	・町内小中学校の総合学習事業の中で、水災害教育に取り組んでいく	—	・地域と協働した実践型防災学習、京都大学と連携した防災学習を実施する。 ・小中学校では学級・学年で、防災ノートを用いた取り組みを行う。小学校では防災マップ、ハザードマップの作成、また地区集会において身近な場所から水災害を考える教育に取り組む。	・今後、実施を検討する。
		⑦要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を促進させる【水防法第十五条の三】	・自治体への助言を行う(引き続き実施)	・避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける	・要配慮者利用」施設の管理者向け説明会の講話実施 2/15 津会場、2.16 四日市会場	・計画が未作成、訓練が未実施の施設に対して、作成・実施を呼びかける	・計画が未作成、訓練が未実施の施設に対して、作成・実施を呼びかけるよう努力する。	・避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける	・要配慮者利用施設に対して、避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける	・国からの助言等を受け、今後検討する。 【助言後に検討】	—	・国からの助言等を受け、今後検討する。 【助言後に検討】	・国からの助言等を受け、今後検討する。	—	・要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の策定実施を呼びかける。	・国からの助言等を受け、今後検討する。
		⑧防災意識の向上に繋がる、効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成する	・マスコミとの意見交換会を開催するなど、密接な関係構築を図り、広報活動の協力を得る(引き続き実施) ・出前講座を積極的に実施する(引き続き実施) ・防災講演会、治水施設の現地見学会を開催予定 ・三重四川の歴史的治水施設を説明する副読本を作成し、三重四川沿川の小学校に配布予定	・県政だよりに風水害に関する記事を掲載する(引き続き実施)	—	出前講座や広報誌を通じて水害に関する情報を発信している。	・市報の中で水害に関する有益情報を市民に発信している。(引き続き実施)	・出前講座等において、その地域に応じた水害に関する資料の提供を行っている(引き続き実施)。	・毎年、広報誌等を通じて水害に関する有益情報を市民に発信していく	・広報まつさかの中で水害に関する特集を組むなど、市民の避難行動に有益な情報を発信していく。 【引き続き実施】	—	・広報まつさかの中で水害に関する特集を組むなど、市民の避難行動に有益な情報を発信していく。 【引き続き実施】	・町広報等で水害に関する情報を住民に発信していく	—	・毎年、出水期前に広報にて啓発する。 【引き続き実施】 ・出前講座等で実施するワークショップを京都大学、三重河川国道事務所と連携して開催する。	・広報等の活用を視野に今後検討する。
		⑩有識者と連携した情報発信を行う	・リバーカウンセラー制度を活用する(情報共有・現場視察など)	—	—	防災大学等の市民向けの防災講座を開催し、大学教授等を講師として講話を行っている	・現在のところ予定をしていますが、今後必要に応じて検討していく。	・災害全般について大学教授等にアドバイスを受けている(引き続き実施)。	—	—	—	—	—	—	—	—

項目	事項	内容	鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川			鈴鹿川			雲出川		櫛田川				宮川		
			三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	四日市市	鈴鹿市	亀山市	津市	松阪市	蓮ダム管理所	松阪市	多気町	明和町	伊勢市	玉城町	
2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み	(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																
	① 台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目したタイムライン(案)を次期出水期までに策定し、その後、運用・見直しを随時行う		・策定済み(四日市市、鈴鹿、津、松阪、伊勢市) ・避難判断水位を超える洪水を経験する毎に見直し作業を実施する(引き続き実施)	・見直し作業時に関係機関と連携を図る(H28年度～)	策定作業に関して、気象台の発表する気象・防災情報等について作成協力を行う。 (引き続き実施)	三重県との調整を行い、「三重県版タイムライン(仮称)」との齟齬が生じることの無いよう取り組んで行く	・策定済み。	・現在はマニュアル等の運用により対応している(引き続き実施)。	・策定済み (更新が必要なためH28年度中に対応)	・H29年度に作成する	—	・策定済み	H29年度までに作成する	・今後検討していく	・策定済み	・策定済み	
	② 上記①のタイムライン(案)を踏まえた水害対応チェックリストを次期出水期までに作成する。		・自治体への助言を行う(引き続き実施)	—	—	タイムライン策定後、作成を検討する	・三重県版タイムライン(仮称)が作成された後に検討する。	・今後のシステム等の整備に合わせて検討していく。	・次期出水期までに作成する	・水害対応事例を検証し、今後作成する。 【H29年度】	—	・水害対応事例を検証し、今後作成する。 【H29年度】	H29年度までに作成する	・今後検討していく	・策定済み	H29年度までに作成する	
	④ 想定最大浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直しを行う		—	—	—	必要に応じ検討する	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、毎年見直しを実施している。(引き続き実施)	・現時点での見直しの必要はないと考えているが、必要に応じて検討する。	・浸水想定区域見直し後の避難勧告等の発令基準の見直しについて、整理する(平成29年度の出水期までに)	・国、県と連携し必要に応じて基準の見直しを行う。	—	・国、県と連携し必要に応じて基準の見直しを行う。	・国、県と連携し必要に応じて基準の見直しを行う。	・随時検討	・宮川の水位設定、浸水想定区域の更新に合わせて検討する。	・国、県と連携し必要に応じて基準の見直しを行う。	
	⑤ 避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討を行う		・自治体への助言を行う(引き続き実施)	—	—	現在土砂災害の発令対象エリアについて検討中	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、毎年見直しを実施している。(引き続き実施)	・現時点での見直しの必要はないと考えているが、必要に応じて検討する。	・浸水想定区域見直し後の避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序について、整理する(平成29年度の出水期までに)	・雲出川下流の避難のあり方検討会(H26～H27)において検討・周知済み。	—	・今後、想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションが公表され次第、検討を行う。 【公表後に検討】	・今後、想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションが公表され次第、検討を行う。	・随時検討	・宮川の水位設定、浸水想定区域の更新に合わせて、避難判断伝達マニュアルを更新する。	・国、県と連携し必要に応じて基準の見直しを行う。	
	⑥ 指定避難場所が川沿いに集中しているなどの問題がある場合、水害時に着目した指定避難場所の見直しを行う		—	—	—	指定避難所の見直しを行う予定は、現在のところ無し	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、毎年見直しを実施している。(引き続き実施)	・次の防災マップ見直しの際に検討する予定である。	・浸水想定区域見直し後の指定避難場所の見直しについて、整理する(平成29年度の出水期までに)	・平成29年度に検討を行う。	—	・平成29年度に検討を行う。	・平成27年度に見直し済み。	・策定済み	・家屋倒壊危険ゾーンの設定に合わせて見直しを行う。	・国、県と連携し必要に応じて基準の見直しを行う。	
	⑦ 情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習を行う		・毎年、出水期前までに実施する(引き続き実施)	・毎年、出水期前までに実施する(引き続き実施)	・毎年、出水期前までに実施する(引き続き実施)	毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施している。(引き続き実施)	・毎年、出水期前までに実施する(引き続き実施)。	・毎年、出水期前までに実施する	・毎年、出水期前までに実施する。 【引き続き実施】	—	・毎年、出水期前までに実施する。 【引き続き実施】	・毎年、出水期前までに実施する	要検討	・出水期前までに実施する。	・実施を検討する	
	⑧ 三重河川国道事務所と各自治体で設置する「情報連絡室」を活用し、早期の情報共有を図る		・すでに対応済み、情報発信内容の充実を図る(引き続き実施) ・道路情報共有等で連携を図る。(引き続き実施)	・すでに対応済み(引き続き実施)	—	三重河川国道事務所との情報連絡体制については、水防計画に記載済	・すでに対応済み。	・三重河川国道事務所長と市長のホットラインが結ばれており、対応済である。	・所長と市長間のホットラインを始め、すでに対応済み	・すでに対応済み	—	・すでに対応済み。	・すでに対応済み	・すでに対応済み	・情報共有を図る。【引き続き実施】	・すでに対応済み	
	⑩ 報道機関を通じた情報発信を行う		・マスコミとの意見交換会を開催することで当方からの情報、専門用語等を理解を深め、水防時に迅速かつ的確な情報発信を促進する(引き続き実施)	・災害情報共有システム(Lアラート)により情報発信を行う(引き続き実施)	—	災害情報共有システム(Lアラート)により対応済	Lアラート、L字放送を用いて情報発信を行う。(引き続き実施)	・災害情報共有システム(Lアラート)により対応済である。	・マスコミと連携し、デジタル放送を活用した情報発信を実施	—	—	—	—	・Lアラート、L字放送を用いて情報発信を行う(引き続き実施)	Lアラート、L字放送を用いて情報発信を行う。(引き続き実施)	・災害情報共有システム(Lアラート)により対応済である。	
	(2) 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項																
	① 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信を行う		・スマートフォン等を活用した情報発信を【H28年度中】に予定	・国からの情報発信をホームページで共有する(H28年度～)	—	市民向けの防災メールを活用し、情報の提供を行っている	・ヤフーと協定を締結しており、アプリケーションをダウンロードしている場合には、防災速報が発信(プッシュ型情報)される。(引き続き実施)	・今後のシステム等の整備に合わせて検討していく。	・スマートフォン等を活用したプッシュ型情報の発信についても検討する	・防災情報メールやSNSを活用したプッシュ型情報の発信について今後検討していく。 【H29年度検討】	—	・防災情報メールやSNSを活用したプッシュ型情報の発信について今後検討していく。 【H29年度検討】	・必要に応じて検討する。	・Lアラート、緊急速報メールによる情報発信(引き続き実施)	・Lアラート、緊急速報メールによる情報発信(引き続き実施)	・ポータルサイトを利用した災害情報のプッシュ型発信を行っている。	
	② 円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設(ハード)整備を行う		—	—	—	平成26～27年度にかけ、防災行政無線(固定系)の増設を行った	・現在のところ予定をしていないが、今後必要に応じて検討していく。	・今後のシステム等の整備に合わせて検討していく。	・防災無線を補完する装置の設置を検討する	・(H28～H29)防災行政無線設備を増設する。 ・(H28～H29)屋内向け情報発信のあり方を検討する。 【H28年度～】	—	・(H28～H29)防災行政無線設備を増設する。 ・(H28～H29)屋内向け情報発信のあり方を検討する。 【H28年度～】	・必要に応じて検討する。	・一部避難場所には防災行政無線を設置済み 今後、随時検討(引き続き実施)	・防災無線(同報系)は整備済み	・防災無線を補完する装置の設置を検討する	

項目	事項	内容	鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川			鈴鹿川			雲出川		櫛田川				宮川		
			三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	四日市市	鈴鹿市	亀山市	津市	松阪市	蓮ダム管理所	松阪市	多気町	明和町	伊勢市	玉城町	
3)洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取り組み																	
(1)水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																	
			①水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する【水防法第三十二条の二】		—	—	毎年、出水期前に水防訓練を実施する	・連絡体制を確立し、伝達訓練を実施している。(引き続き実施)	・消防本部において、水害に限らず各種災害出動において連絡体制はとられている。年度当初に連絡先等の確認を行っている(引き続き実施)。	・定期的な伝達訓練を実施する(引き続き実施)	・各種訓練時に実施を検討する。【引き続き実施】	—	・水防訓練等に於いて、国、自衛隊、警察、広域消防、消防団(水防団)等の連絡連携等伝達訓練を実施する。【引き続き実施】	・毎年、出水期前に実施する。	—	・水防訓練時に実施する。	・各種訓練時に実施を検討する。
			②毎年、関係機関が連携した実働水防訓練を実施する【水防法第三十二条の二】	・水防管理団体が行う水防訓練への参加(引き続き実施)	・水防管理団体が行う水防訓練への参加(引き続き実施)	—	毎年、出水期前に河川管理者が実施する職員、水防(消防)団、建設業協会、地域住民と合同で行う水防訓練に参加する	・毎年、出水期前に職員、建設業協会と合同で水防訓練を実施している。(引き続き実施)	・毎年、出水期前に職員、水防(消防)団で水防訓練を実施する(引き続き実施)。	・総合防災訓練で水害想定訓練を実施する(引き続き実施)	・毎年実施している。(隔年で市水防訓練・隔年で三雲方面団での訓練)【引き続き実施】	—	・隔年で水防訓練を実施する。【引き続き実施】	町総合防災訓練の中での訓練の実施を検討する。	—	・毎年、出水期前に職員、消防団、建設業協会と合同で水防訓練を実施する。【引き続き実施】	・各種訓練時に実施を検討する。
			③河川管理者と水防団の情報共有を図ることで、より迅速で的確な水防活動につなげる	・水防団との意見交換会を実施する(引き続き実施)	—	—	消防団の会議にて情報共有を行っている	・幹部会議、分団長会議を実施している。(引き続き実施)	・消防本部を通じて情報共有を行っている(引き続き実施)。	・定期的な消防団の会議を開催するとともに、各地域での消防団幹部会議を開催する(引き続き実施)	・消防団事務局を通じて情報共有を行う。【引き続き実施】	—	・消防団事務局を通じて情報共有を行う。【引き続き実施】	消防団幹部会で情報共有を図る。	—	・消防団分団長会議で情報共有を行う。【引き続き実施】	・防災メールを活用し、逐次共有出来るよう検討する。
			④毎年、水防団や地域住民が参加し、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検を行う	・共同点検を毎年実施する【出水期前を目処に】(引き続き実施)	・河川管理者が実施する共同点検に参加する(引き続き実施)	・河川管理者が実施する共同点検に参加する(引き続き実施)	共同点検を実施する場合には、積極的に参加する	・共同点検を実施する場合には、積極的な参加をいたしたい。	・国と合同巡視および共同点検を毎年行っている。(引き続き実施)。	・定期的な共同点検に参加する(引き続き実施)	・国の合同巡視時に関係機関へ連絡し実施する。【引き続き実施】	—	・国の合同巡視時に関係機関へ連絡し実施する。【引き続き実施】	・共同点検を毎年実施する。【出水期前を目処に】	—	・共同点検を毎年実施する。【引き続き実施】	・国の合同巡視時に関係機関へ連絡し実施する。
			⑤大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか水防団幹部が団員に対しての教育(水防工法の伝承、安全教育など)を実施する	・水防技術研修テキストを活用した講習会等を開催する	—	—	毎年、出水期前に水防訓練を実施する	・水防工法講習会を開催(引き続き実施)	・水防訓練において、水防工法を実施する(引き続き実施)。	・各地域ごとで、地域住民と、その地域を管轄する消防団が水防訓練を実施する(引き続き実施)	・広域消防組合を通じ消防団幹部会議での資料配布や講習会等の開催する。【引き続き実施】	—	・広域消防組合を通じ消防団幹部会議での資料配布や講習会等の開催する。【引き続き実施】	消防団訓練で水防訓練を実施する。	消防団員の訓練の中に水防工法を取入れる(引き続き実施)	・水防訓練時に実施する。【引き続き実施】	・各種訓練時に実施を検討する。
			⑥水防団の円滑な水防活動を支援するため、簡易水位計や量水表等の設置を行う	(簡易水位計) ・【H27年度末時点】で鈴鹿川1箇所、櫛田川1箇所、宮川1箇所に設置済み(量水標)(引き続き実施) ・危険箇所に量水標を順次設置する(引き続き実施)	—	—	水防活動を支援するための量水標の設置を行っている	・市は設置していない。	・市は設置していない。	・中小河川における避難行動を迅速に行うため、展望や橋脚等に簡易水位表の設置を行う	—	—	・設置箇所の情報提供と共有を行う。【引き続き実施】	・必要に応じて、量水標の設置を国・県へ要望する。	町は設置していない	—	・町では設置していない。
⑨住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信を行う	・スマートフォン等を活用した情報発信を【H28年度中】に予定	・国からの情報発信をホームページで共有する(H28年度～)	—	市民向けの防災メールを活用し、情報の提供を行っている	・ヤフーと協定を締結しており、アプリケーションをダウンロードしている場合には、防災速報が発信(プッシュ型情報)される。(引き続き実施)	・今後のシステム等の整備に合わせて検討していく。	・スマートフォン等を活用したプッシュ型情報発信についても検討する。(引き続き実施)	・防災情報メールやSNSを活用したプッシュ型情報の発信について今後検討していく。【未定】	—	・防災情報メールやSNSを活用したプッシュ型情報の発信について今後検討していく。【未定】	・必要に応じて検討する。	・Lアラート、緊急速報メールによる情報発信(引き続き実施)	・消防団に水防活動を開始したことをメールで連絡する。【引き続き実施】	・ポータルサイトを利用した災害情報のプッシュ型発信を行っている。			
(2)市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																	
①水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進する【水防法第三十六条】			支援する(引き続き実施)	—	—	現在のところ指定団体無し	現在、指定団体はない。	・自衛水防組織の設置を進めるよう啓発する	・広報や地域活動時において周知を実施する。【未定】	—	—	—	—	・自衛水防組織の設置を進めるよう啓発する	—		
			②住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信を行う	・スマートフォン等を活用した情報発信を【H28年度中】に予定	・国からの情報発信をホームページで共有する(H28年度～)	—	市民向けの防災メールを活用し、情報の提供を行っている	—	・今後のシステム等の整備に合わせて検討していく。	・スマートフォン等を活用したプッシュ型情報発信についても検討する。(引き続き実施)	・防災情報メールやSNSを活用したプッシュ型情報の発信について今後検討していく。【未定】	—	—	—	—	—	
			③災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動を行う	関係市町と調整し説明会を開催する。	—	—	広報誌、市ホームページを通じて啓発活動を行っている	・三重河川国道事務所と調整した後に検討したい。	・災害拠点病院・大規模工場等に限定はしていないが、広報・HPを通じて情報提供を行っている(引き続き実施)。	・自衛水防組織の設置を進めるよう啓発する	・広報や地域活動時において周知を実施する。【未定】	—	—	—	—	・国と調整し、災害拠点病院等へ啓発を行う。	

項目	事項	内容	鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川			鈴鹿川			雲出川		櫛田川				宮川	
			三重河川国道事務所	三重県	津地方気象台	四日市市	鈴鹿市	亀山市	津市	松阪市	蓮ダム管理所	松阪市	多気町	明和町	伊勢市	玉城町
	(3)一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項															
		①氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した三重河川国道事務所管内排水計画(案)を作成する	・排水ポンプ車を考慮した排水計画(案)を検討・作成する。	・作成された排水計画について情報共有を図る(H28年度～)	—	—	・排水ポンプ車を考慮した排水計画(案)を三重河川国道事務所が作成した後に検討・作成する。	—	・現在の状況を把握し、排水計画を検討・作成する。	—	—	・必要に応じて検討する。	—	・作成された排水計画について、情報共有を図る。	要検討	
		②迅速な派遣要請(排水ポンプ車等)が可能となるよう連絡体制を整備するとともに、排水計画(案)に基づく排水訓練を実施する。	・災害発生時の緊急連絡体制は整備済み ・水防管理団体の要望にあわせて水防訓練の中で排水訓練を実施する。 また、市町向けに排水ポンプ車等の操作訓練を実施する。(引き続き実施)	・河川管理者が実施する排水訓練に参加する(引き続き実施)	—	河川管理者が実施する訓練に参加する	・年数回、排水ポンプ車の排水訓練を実施する。 ・河川管理者が実施する訓練に参加する。(引き続き実施)	・河川管理者が行う排水訓練に参加している。平成27年7月23日参加(引き続き実施)。	・迅速な派遣要請が可能となるよう連絡体制を整備するとともに、河川管理者が実施する訓練に参加する(引き続き実施)	—	・水防訓練時や毎年開催される説明会へ参加する。 【引き続き実施】	・河川管理者が実施する訓練に参加する	・河川管理者が実施する訓練に参加する(引き続き実施)	・水防訓練時に国土交通省へ排水ポンプ車の派遣を要請し、展示説明等を実施してもらう。 ・河川管理者が実施する訓練に積極的に参加する。	・現在、予定はないが訓練時に取り入れるか検討する。	
		③堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など)を演習することを目指すに、堤防決壊シミュレーションを実施する	・年1回、実施する(引き続き実施)	—	—	年1回風水害を想定した図上訓練を実施する	・各種訓練実施時に検討する。	・堤防決壊時の対応を前提として、毎年市の水防訓練を行っている(引き続き実施)。	・年1回図上訓練を実施する	・各種訓練時に実施を検討する。【未定】	—	—	職員図上訓練を実施する。	—	・職員を対象とした図上訓練を実施する。	・各種訓練時に実施を検討する。
		④施設の耐水化・庁舎の耐水対策を行う		・施設の耐水対策等の検討を行う(H28年度～)	—	市庁舎の非常電源を上部に移設させている	・実施予定なし。	・実施していない。	・市庁舎の非常用発電機を上階へ整備する	—	—	・必要に応じて検討する。	—	・BCP(事業継続計画)作成する中で、ソフト対策を検討する。	・実施予定なし。	
		⑤水害BCP(事業継続計画)を作成する	検討する。	・三重県BCPを策定済み	—	実施予定なし	・国、県の計画を参照し、市独自の体制を検討する。	・現在、検討中である。	・水害BCP(事業継続計画)の作成を検討する	・国、県の計画を参照し、市独自の体制を検討する。 【未定】	—	—	・必要に応じて検討する。	—	・伊勢市BCPを策定済み	・水害BCP(事業継続計画)の作成を検討する
	(4)ダムの危機管理型の運用方法の高度化															
		①下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合における操作方法等、危機管理型の運用方法	—	・君ヶ野ダム(雲出川)、宮川ダム(宮川)において、一定条件以上の降雨が予想される場合、事前放流により制限水位以下の水位まで下げることができるよう、「事前放流実施要領」を定めている(引き続き実施)	—	—	—	—	—	—	・異常洪水時防災操作時において、洪水時最高水位(サーチャージ水位)を超過するダム操作規則の変更(平成28年度)	—	—	—	—	—
4)河川管理者が実施するハード対策																
	①優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策及び天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	・危機管理型ハード対策を今後5年間で整備する(引き続き実施) 雲出川: 防災関係施設の整備は河川整備計画に基づき検討する。(引き続き実施)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	